

議案第53号

加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について

加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年9月1日提出

加西市長 西村 和平

加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 加西市の歴史、文化などの地域資源を活用して、多くの人々に平和の大切さを学ぶ機会を創出し、交流と地域活性化を促進するため、加西市地域活性化拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称等)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加西市地域活性化拠点施設

愛称 s o r a かさい

位置 加西市鶉野町2274番地11

(業務)

第3条 拠点施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域の歴史、文化に基づく資料の収集、保管、展示及び情報発信に関すること。
- (2) 観光情報の発信及び地域活性化に関すること。
- (3) 地域資源を活用した市民等の交流促進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務に関すること。

(入館料)

第4条 拠点施設の入館料は、無料とする。

(入館の制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、拠点施設の入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公共の秩序及び風紀を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、附属設備又は展示物品等を破損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 泥酔者及びこれに類する者と認められるとき。
- (4) 凶器、火薬、劇薬、石油類その他危険物を携帯するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の管理運営上支障があると認められるとき。

2 市長は、感染症予防対策の実施にあたり、入館を制限することができる。

(使用の許可)

第6条 拠点施設の施設及び設備を占有して使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも

同様とする。

2 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、拠点施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 公共の秩序及び風紀を乱し、又は公益を害するおそれのあるとき。
- (2) 建物、附属設備又は展示物品等を破損又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 拠点施設の管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が拠点施設の使用を不相当と認めるとき。

(目的変更等の禁止)

第8条 使用者は、使用の目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可の条件に違反して使用するとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力によって使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不相当と認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の場合において、使用者に損失が生じても、市はその補償の責任を負わない。

(使用料)

第10条 拠点施設の使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、設備等の使用料は、規則で定める。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、前条に規定する使用料を減額、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第12条 既に納付した使用料は返還しない。ただし、使用しないことについて市長がやむを

得ない理由があると認めるときは、その全部、又は一部を返還することができる。

(特別の設備等の承認)

第13条 使用者は、特別の設備を使用し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって、拠点施設の管理運営に協力しなければならない。

2 使用者は、使用期間中、火災、盗難、人身事故、その他危険防止に努めなければならない。

3 使用者は、使用中常在し、その秩序維持及び使用物件の保全に関する一切の責任を負わなければならない。

4 使用者は、施設の使用が終わったとき又は使用許可の取消し等を受けたときは、直ちに施設又は設備等を原形に復さなければならない。

5 使用者は、拠点施設の係員が職務執行のために使用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる業務を法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) 第3条第2号から第4号に掲げる業務

(2) 施設の運営及び維持管理に関する業務

2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、第5条から第7条、第9条及び第11条から第13条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第16条 前条第1項の規定により拠点施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する使用料の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第10条から第12条及び別表の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものと

する。

(損害賠償)

第17条 拠点施設の施設、設備、資料等を滅失し、又は損傷した者は、不可抗力によるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、拠点施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第15条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合の指定その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第10条関係）

区分	使用時間	使用料（円）
多目的室	1時間あたり	300
エントランス広場	1時間あたり	300
キャノピー広場	1時間あたり	200

(備考)

- (1) 使用者が入場料を徴収して使用する場合、又は営利を目的として使用する場合若しくは特別な使用形態をする場合は基本料の5倍以内の額を加算する。
- (2) 空調を使用するときは、空調管理費として使用料に5割の額を加算する。
- (3) 特別に電気、その他を使用するときは、別途費用を徴収する。

(審議資料)

加西市の歴史、文化などの地域資源を活用して、多くの人々に平和の大切さを学ぶ機会を創出するとともに、市民の交流と地域活性化の拠点となる加西市地域活性化拠点施設を設置するため、必要な事項を定めるもの。

【概要】

(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

(1) 愛称：s o r a かさい

(2) 位置：加西市鶉野町2274番地11

(3) 業務

- ・地域の歴史、文化に基づく資料の収集、保管、展示及び情報発信に関すること
- ・観光情報の発信及び地域活性化に関すること
- ・地域資源を活用した市民等の交流促進に関すること 等

(4) 使用料

- ・多目的室 300円/時間
- ・エントランス広場 300円/時間
- ・キャノピー広場 200円/時間

政策等の形成過程説明資料

令和3年9月定例会

議案等の件名	議案第53号	政策等の区分	計画・事業	<input checked="" type="radio"/> 条例
	加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について		その他()	

①【政策等を必要とする理由】

加西市の地域資源を活用して、多くの人々に平和の大切さを学ぶ機会を創出し、市民の交流と地域活性化の拠点となる施設を設置するため、その管理について必要な事項を定めるもの。

②【検討した他の政策等の内容】

加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則
加西市地域活性化拠点施設活動登録制度実施要綱

③【他の自治体の類似する政策との比較】

小野市うるおい交流館の設置及び管理に関する条例
宇佐市平和資料館設置条例
呉市海事歴史科学館条例

④【総合計画における位置づけ】

基本方針	2	活力とにぎわいのあるまちを育む
基本計画	政策7	地域資源の活用と人の流れの創出

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

加西市地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則
加西市地域活性化拠点施設活動登録制度実施要綱

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
711,531	297,658	249,300		164,573

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の指定管理料 196,000千円(税込)

⑧【市民参加の状況】

有 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

パブリックコメント 7月29日～8月22日
加西市地域活性化拠点施設検討委員会委員及びアドバイザー 意見募集(7月29日から8月20日)

⑨【政策の効果予測】

年間来場者 令和4年度 100,000人 令和5年度 110,000人 令和6年度 115,000人 令和7年度120,000人
修学旅行生徒数 令和4年度 8,000人(80校) 令和5年度以降 12,000人(120校)

担当部局	担当課	添付資料の有無
ふるさと創造部	鶉野未来課	有 <input checked="" type="radio"/> 無